

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

改定理由	頁	現 行	改 定 案
災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)	16	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 気象等観測・予報計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 警報レベルを用いた防災情報の提供 (略)</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 気象等観測・予報計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 警報レベルを用いた防災情報の提供 (略)</p> <p>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</p>
府の施策等を踏まえた改定 (建設交通部)	117	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節</p> <p>第1 <u>平成30年7月豪雨を踏まえたダムの洪水調節機能と情報の充実</u> <u>平成30年7月豪雨を踏まえた、国の「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」提言を踏まえ、より効果的なダム操作や有効活用のための方策を検討するとともに、より有効な住民周知の方策を検討する。</u> 特に、大野ダムについては、洪水調節容量を確保するため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げることとし、実証実験により段階的に目標水位を下げる。また、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。 <u>異常洪水時防災操作が実施され、下流で甚大な被害が発生すると予測された場合には、市町において、緊急速報メール等を活用するなど、速やかに住民に情報伝達する。</u></p>	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節</p> <p>第1 <u>既存ダムの洪水調節機能の強化</u> <u>令和元年台風第19号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、令和2年5月に締結された治水協定に基づき、ダムの事前放流等の取り組みを推進する。</u> 特に、大野ダムについては、洪水調節容量を増大させるため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げ、<u>余裕がある堆砂容量を有効活用した事前放流の充実化を図る。</u>また、<u>放流連絡、放流警報及びダム情報ホームページ等、より分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。</u> <u>異常洪水時防災操作に関する情報については、住民の避難等につながる重要な情報であるため、関係機関への放流連絡とあわせて報道機関に情報提供を行い、速やかに住民に周知する。</u></p>
災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)	249	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 実施責任者 (略)</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>2 市町村における支援体制の整備 市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。 特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。</p> <p>第3 避難行動要支援者対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認</u> (略)</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要</p>	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</p> <p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 実施責任者 (略)</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>2 市町村における支援体制の整備 市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。 特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、<u>個別避難計画の作成を進める。</u></p> <p>第3 避難行動要支援者対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 個別避難計画の作成</u> <u>市町村は、市町村防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めるものとする。</u> <u>その際、災害時の迅速かつ適切な避難支援等のため、事前に避難支援等に携わる関係者へ個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等を実施する者に理解を求めよう努める。</u> <u>また、府においては、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、市町村による個別避難計画作成の促進を図る。</u></p> <p><u>4 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認</u> (略)</p> <p>また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（<u>及び個別避難計画にあたっては避難支援等を実施する者</u>）の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流を促す。また、<u>避難支援等に携わる関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、</u>社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、</p>

な措置を講じる。

第4 要配慮者の安全確保

1～2 (略)
(追加)

3 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

263 第34章 避難に関する計画

第2 避難勧告等の周知

市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難すべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。市町村は、避難勧告等を発令する際には、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、防災 情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、実際に災害が発生しているとの情報は、命を守るための行動に極めて有益であり、市町村は、災害発生を把握した場合、緊急メール等を活用して災害発生情報（レベル5災害発生情報）を発令し、命を守る最善の行動を呼びかける。

265 第3節 (略)

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第1 (略)
(追加)

第2～第4 (略)

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動
(略)

(追加)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

避難所緊急実態調査結果を踏まえた修正
(危機管理部)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

避難支援・安否確認体制の整備、個別避難計画の作成促進や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第4 要配慮者の安全確保

1～2 (略)

3 市町村は、福祉避難所ごとに、あらかじめ受け入れ対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。

4 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第34章 避難等に関する計画

第2 避難指示等の周知

市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難すべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。

また、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまること等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても留意するものとする。

市町村は、避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように周知する。

このため、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第1 (略)

第2 避難所情報の発信

府は、府内市町村の指定避難所、指定緊急避難場所の設備や周辺状況がわかる地図等をまとめた避難施設カルテを京都府ホームページ等により発信するものとする。

第3～5 (略)

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動
(略)

第6節 広域避難

第1 市町村

1 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、同一都道府県内の他の市町村に協議をすることができる。

2 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

3 市町村は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

4 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 市町村は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

また、浸水想定区域が広範囲に設定されている市町村は、あらかじめ他の市町村内にも避難場所を確保し、広域避難計画を作成する。

車により緊急避難すること及び車内で安全を確保することも避難方法の一つとして位置付けるため。
(危機管理部)

道の駅を広域的な応急活動拠点として位置付けるため。
(危機管理部、建設交通部)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

- 266 第6節 広域一時滞在 (略)
- 第7節 市町村の避難計画
- 267 第1 市町村地域防災計画で定める事項 (略)
また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別計画の策定等の避難誘導體制の整備について定めるものとする。
- 第8節 防災上重要な施設の計画 (略)
- 第9節 駅、地下街における避難計画 (略)
- 271 第10節 車中泊避難計画
大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の实情に応じてあらかじめ体制整備を図る。
なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。
- 第1 市町村
市町村は、車中泊の対応方針について地域の实情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。
- 第2 府
府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。
- 278 第38章 広域防災活動拠点計画
第1節～第3節 (略)
(追加)

第3編 災害応急対策計画

- 281 第1章 災害対策本部等運用計画
第2節 府の活動体制
第2 災害警戒本部の設置等
5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等
(2) 緊急参集チームの参集は、次の基準による。
ア 次の場合は直ちに参集する。
(ア) 府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき

- 第2 府
1 府は、市町村から、府有施設（指定管理施設を含む。）を広域避難の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは、協力するよう努める。
2 府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関西広域連合、関係府県その他関係機関と連携し、他の都道府県との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- 第7節 広域一時滞在 (略)
- 第8節 市町村の避難計画
第1 市町村地域防災計画で定める事項 (略)
また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者の同意を得た上で、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難に関する全体計画及び個別計画の策定等の避難誘導體制の整備について定めるものとする。
- 第9節 防災上重要な施設の計画 (略)
- 第10節 駅、地下街における避難計画 (略)
- 第11節 車中避難計画
大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の实情に応じてあらかじめ体制整備を図る。
さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所を確保する。
なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。
- 第1 市町村
市町村は、車中泊の対応方針について地域の实情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。
また、車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。
- 第2 府
府は、市町村が実施する車中泊避難対策について必要な助言・調整等を行う。
また、京都府ホームページ上で、府・市町村が位置付けた車中避難場所を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する。
- 第38章 広域防災活動拠点等計画
第1節～第3節 (略)
第4節 広域的な防災機能強化を図る道の駅
府は、大規模災害時のライフライン事業者等の応援隊の集結や全国からの救援物資の集積・集配など、広域防災活動拠点と連携し、広域的な応急活動を支援する拠点となる道の駅を、次のように定める。

地域	道の駅名	所在地
中部	和	船井郡京丹波町坂原モジリ11
中部	京丹波 味夢の里	船井郡京丹波町曾根深シノ65-1

第3編 災害応急対策計画

- 第1章 災害対策本部等運用計画
第2節 府の活動体制
第2 災害警戒本部の設置等
5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等
(2) 緊急参集チームの参集は、次の基準による。
ア 次の場合は直ちに参集する。
(ア) 府内全域又は一部の地域に特別警報が発表されたとき

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

- 311 **第3章 通信情報連絡活動計画**
 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達
 第3 責務
 1 市町村
 市町村は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。
 (略)
 (7) 報告の内容
 a 被害の概要
 b 市町村災害対策本部設置の状況
 c 避難勧告及び指示、災害発生状況
 d 消防(水防)機関の活動状況(消防(水防)職団員別とし、使用した機材と主な活動内容)
 e 応援要請状況
 f 要員及び職員派遣状況
 g 応急措置の概要
 h 救助活動の状況
 i 要望事項
 j その他の状況

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
(危機管理部)

- 325 **第4章 災害広報広聴計画**
 第2節 計画の内容
 第2 報道機関に対する発表
 報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。
 発表の内容はおおむね次の事項とする。
 1 災害の種別
 2 発生日時及び場所
 3 被害の状況
 4 応急対策実施状況
 5 住民に対する避難勧告指示の状況
 6 府民及び被災者に対する協力及び注意事項
 (略)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正(危機管理部)

- 328 **第5章 災害救助法の適用計画**
 第2節 被災世帯の算定基準
 第2 住家の滅失等の認定
 1～2 (略)
(追加)
 3 床上浸水
 (略)
 4 住家
 (略)
 5 世帯
 (略)

(追加)

- (イ) 府の地域に避難勧告又は避難指示(緊急)が発令されたとき
 (ウ) 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき
 イ 危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めるときは、緊急参集
 (略)

- 第3章 通信情報連絡活動計画**
 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達
 第3 責務
 1 市町村
 市町村は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。
 (略)
 (7) 報告の内容
 a 被害の概要
 b 市町村災害対策本部設置の状況
 c 避難指示、災害発生状況
 d 消防(水防)機関の活動状況(消防(水防)職団員別とし、使用した機材と主な活動内容)
 e 応援要請状況
 f 要員及び職員派遣状況
 g 応急措置の概要
 h 救助活動の状況
 i 要望事項
 j その他の状況

- 第4章 災害広報広聴計画**
 第2節 計画の内容
 第2 報道機関に対する発表
 報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。
 発表の内容はおおむね次の事項とする。
 1 災害の種別
 2 発生日時及び場所
 3 被害の状況
 4 応急対策実施状況
 5 住民に対する避難指示等の状況
 6 府民及び被災者に対する協力及び注意事項
 (略)

- 第5章 災害救助法の適用計画**
 第2節 被災世帯の算定基準
 第2 住家の滅失等の認定
 1～2 (略)
 3 準半壊
損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
 4 床上浸水
 (略)
 5 住家
 (略)
 6 世帯
 (略)

第3節 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用
災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。

	<p>第3節 活動計画</p> <p>第1 府・市町村</p> <p>1 市町村単位の被害状況の実態把握</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4節 応急救助の実施</p> <p>災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。</p> <p>第5節 災害旧情報による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準</p>	<p>第4節 活動計画</p> <p>第1 府・市町村</p> <p>1 市町村単位の被害状況の実態把握又は避難者状況の予測</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第5節 応急救助の実施</p> <p>災害救助法により、知事は次の各号に掲げる救助を実施する。なお、第3節に基づく場合は、1号のみの実施とする。ただし、災害災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。</p> <p>第6節 災害旧情報による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準</p>
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>340 第8章 避難に関する計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。</p> <p>府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難勧告等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難勧告が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所にたどり着けない場合には、自らの判断で屋内安全確保や比較的安全な次善の避難場所に避難することも重要である。</p> <p>このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に避難準備・高齢者等避難開始等を発令し、周知を徹底することとする。</p> <p>なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメール等を積極的に活用する。</p> <p>第2 避難勧告等</p> <p>1 市町村長の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)、災害発生情報</p> <p>災害による被害発生の恐れがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、避難勧告等を発令した上で、住民に対し、屋内安全確保等の措置を指示する。</p> <p>さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るための最善の行動を取るよう促す。</p> <p>なお、避難勧告等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。</p> <p>特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>特に府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示(緊急)、災害発生情報を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。</p> <p>また、市町村長による避難の勧告・指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。</p> <p>避難勧告等の連絡系統を次に示す。</p> <p style="text-align: center;">避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の連絡系統</p> <p><図> (略)</p> <p>2 知事の勧告又は指示</p> <p>(1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。</p> <p>(2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。</p> <p>(3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、</p>	<p>第8章 避難に関する計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。</p> <p>府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。</p> <p>さらに、指定緊急避難場所への避難だけでなく、安全な知人宅やホテル等への自主的な避難や、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所に避難することも重要である。</p> <p>このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。</p> <p>なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメール等を積極的に活用する。</p> <p>第2 避難指示等</p> <p>1 市町村長の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>災害による被害発生の恐れがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は高齢者等避難を発令する。</p> <p>災害が発生が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。</p> <p>さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。</p> <p>なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。</p> <p>特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>なお、府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>特に府は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p> <p>市町村長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。</p> <p>また、市町村長による避難の指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。</p> <p>避難指示等の連絡系統を次に示す。</p> <p style="text-align: center;">高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の連絡系統</p> <p><図> (略)</p> <p>2 知事の指示</p> <p>(1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。</p> <p>(2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。</p> <p>(3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、</p>
<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>341</p> <p><図> (略)</p> <p>2 知事の指示</p> <p>(1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。</p> <p>(2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。</p> <p>(3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、</p>	<p>高年齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の連絡系統</p> <p><図> (略)</p> <p>2 知事の指示</p> <p>(1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。</p> <p>(2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。</p> <p>(3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、</p>

災害対策基本法の一部改正に伴う修正（危機管理部）

343

第4節 避難の誘導及び移送等

- 当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継ぐ。
- (4) 知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知する。

(略)

(略)

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(追加)

343

第6節 避難所の開設等 第1節 避難所の開設

「災害等発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する

- 当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継ぐ。
- (4) 知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知する。

(略)

第4節 避難の誘導及び移送等

(略)

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人 (及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者) の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画 を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第8節 広域避難

第1節 府内における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
- (2) 市町村は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

- (1) 協議を受けた市町村は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

- (1) 府は、市町村から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2節 府外における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に要避難者の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

- (1) 府は、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、要避難者の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
- (2) 府は、他の都道府県に要避難者の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

第3節 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

- (1) 府は、他の都道府県から要避難者の受入れについて協議を受けたときは、府内の状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

- (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れ、避難所を提供する。

第4節 要避難者に対する情報提供と支援

1 市町村は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている要避難者の状況を把握するとともに、要避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、要避難者が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第6節 避難所の開設等

第1節 避難所の開設

る協定」締結に基づく修正
(危機管理部)

車により緊急避難すること及び
車内で安全を確保することも避
難方法の一つとして位置付ける
ため。
(危機管理部)

「災害等発生時における宿泊施
設提供等による支援協力に関す
る協定」締結に基づく修正
(危機管理部)

災害対策基本法の一部改正に伴
う修正
(危機管理部)

災害対策基本法の一部改正に伴
う修正

市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者
を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、
管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそ
れない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にある
ものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確
保に努める。

(追加)

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続く
と見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第8節 広域一時滞在
(略)

第9節 被災者への情報伝達活動
(略)

第10節 駅、地下街における避難計画
第3 駅及び地下街利用者の避難誘導

1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止
等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の勧告又は指示を行う。

351 第11節 車中泊避難計画
大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避
難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死
等の課題に対応する必要がある。

第1 市町村

市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじ
めとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中
泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

353 第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

3 一時滞在施設の開設

(1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町
村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっ
ては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

(追加)

471 第30章 自衛隊災害派遣計画

第4節 災害派遣部隊等の活動

第4 災害発生後の活動

2 避難の援助

避難の勧告・指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導
輸送等を行い、避難を援助する。

493 第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者
を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、
管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそ
れない場所の施設を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にある
ものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確
保に努める。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時にお
ける宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に
対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討
する。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続く
と見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第9節 広域一時滞在
(略)

第10節 被災者への情報伝達活動
(略)

第11節 駅、地下街における避難計画
第3 駅及び地下街利用者の避難誘導

1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止
等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の勧告又は指示を行う。

第12節 車中避難計画
大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難
が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の
課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

第1 市町村

市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじ
めとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊
避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

3 一時滞在施設の開設

(1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町
村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっ
ては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時にお
ける宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿
泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

第30章 自衛隊災害派遣計画

第4節 災害派遣部隊等の活動

第4 災害発生後の活動

2 避難の援助

避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導輸送等
を行い、避難を援助する。

第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

(危機管理部)	<p>第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。</p>	<p>第2 災害発生時の避難行動要支援者の<u>避難誘導</u>、安否確認等</p> <p>1 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（<u>及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者</u>）の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の<u>避難誘導</u>、安否確認を行う。</p>
被災者生活再建支援制度の改正を踏まえた改定 (危機管理部)	<p>507 第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第6節 被災者生活再建支援金支給計画</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給</p> <p>(1) 対象災害 (略)</p> <p>(2) 対象世帯</p> <p>① (1)の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯</p> <p>② (1)の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ (1)の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが世帯</p> <p>(3) 支援金額</p> <p>次の①+②の合計を支給</p> <p>① 基礎支援金</p> <p>ア 全壊世帯100万円(単数世帯75万円)</p> <p>イ 大規模半壊世帯50万円(単数世帯37.5万円)</p> <p>② 加算支援金</p> <p>ア 住宅を建設又は購入する世帯200万円(単数世帯150万円)</p> <p>イ 住宅を補修する世帯100万円(単数世帯75万円)</p> <p>ウ 住宅を賃借する世帯50万円(単数世帯37.5万円)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第6節 被災者生活再建支援金支給計画</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給</p> <p>(1) 対象災害 (略)</p> <p>(2) 対象世帯</p> <p>① (1)の対象災害により住宅が全壊、<u>大規模半壊又は中規模半壊</u>した世帯</p> <p>② (1)の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ (1)の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが世帯</p> <p>(3) 支援金額</p> <p>次の①+②の合計を支給</p> <p>① 基礎支援金</p> <p>ア 全壊世帯100万円(単数世帯75万円)</p> <p>イ 大規模半壊世帯50万円(単数世帯37.5万円)</p> <p>② 加算支援金</p> <p>(1) 全壊世帯、大規模半壊世帯</p> <p>ア 住宅を建設又は購入する世帯200万円(単数世帯150万円)</p> <p>イ 住宅を補修する世帯100万円(単数世帯75万円)</p> <p>ウ 住宅を賃借する世帯50万円(単数世帯37.5万円)</p> <p>(2) 中規模半壊世帯</p> <p>ア 住宅を建設又は購入する世帯100万円(単数世帯75万円)</p> <p>イ 住宅を補修する世帯50万円(単数世帯37.5万円)</p> <p>ウ 住宅を賃借する世帯25万円(単数世帯18.75万円)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>